

「県庁のしごと」魅力発信業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「県庁のしごと」魅力発信業務委託の受託事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務の目的

本県では、大規模災害からの創造的復興や半導体関連産業の県内進出など、多岐にわたる行政課題や新たな行政需要に迅速かつ的確に対応することができる多様で有為な人材の確保が必要となっている。しかし、近年、民間企業、国、他自治体等との人材獲得競争の激化などを背景に、本県採用試験の受験者数は減少基調で推移しており、人材の確保は厳しい状況にある。

これらの状況を踏まえ、本事業では、本県を志望する受験者を増やし、有為な人材確保につなげるため、SNSによる受験者層に向けた「県庁のしごと」の魅力発信を強化することで、魅力的かつ効果的な情報発信を図る。

3 業務委託の概要

（１）業務内容

別紙『「県庁のしごと」魅力発信業務委託基本仕様書』のとおり

（２）委託期間

契約締結日から令和８年（２０２６年）３月２５日（水）まで

（３）委託限度額

２，５００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託限度額は、提案に当たっての目安となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、委託限度額と必ずしも一致しない。

4 プロポーザル参加資格要件

以下の要件を全て満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。
- （２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第２項の規定による再生手続開始の申立てをされた者にあつては、裁判所からの当該申立てに係る更正計画認可の決定を受けていること。
- （３）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第２項の規定による再生手続開始の申立てをされた者にあつては、裁判所からの当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (7) 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

5 質問と回答

本業務に関して、以下のとおり質問を受け付ける。

- (1) 提出書類
質問書(様式1)
- (2) 提出方法
質問書(様式1)を末尾担当者宛てに電子メールで提出し、送信後、必ず提出した旨を電話で連絡すること。
- (3) 受付期間
令和7年(2025年)5月9日(金)17時まで
- (4) 質問への回答
質問のあった事項については、令和7年(2025年)5月14日(水)までに電子メールで回答を行う。なお、質問内容及び回答は、質問者名等を伏せて熊本県ホームページに掲載する。

6 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加希望者は、以下のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 参加表明書(様式2)
 - ② 誓約書(様式3)
 - ③ 登記事項証明書(写し可。提出日前3か月以内に発行された履行事項全部証明書)
 - ④ 直近一事業年度分の賃借対照表及び損益計算書の写し
 - ⑤ 都道府県税の未納がないことの証明書(写し可。提出日前3か月以内に発行されたもの)
 - ・ 熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局又は県自動車税事務所のいずれかで発行する、熊本県税(全般)について未納がない旨の証明書。
 - ・ 熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

※令和7年度(2025年度)熊本県の入札参加資格を有している者は、上記③から

⑤までの書類を省略可能。その場合、様式2の「入札参加資格者登録番号」欄に該当する登録番号を記入すること。

(2) 提出期限及び提出方法

令和7年（2025年）5月16日（金）17時必着
持参又は郵送（書留郵便に限る）で提出すること。

(3) 提出先

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県人事委員会事務局公務員課

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書表紙（様式4）
- ② 企画提案書（任意様式）
 - ・枚数制限はないが、要点を押さえた内容とすること。
 - ・A4判・縦横不問で作成し、ページ番号を振ること。
- ③ 団体概要及び実績書（様式5）
- ④ 参考見積書（任意様式）
 - ・内容を詳細に記載すること。
- ⑤ 参考資料（必要に応じて）
 - ・過去に実施した同種事業の紹介等
- ⑥ 事業者の取組に関する申出書（様式6）
 - ・該当項目がある場合には、必要な書類を添付すること。

(2) 提出部数

- ・5部（正本1部／副本4部）

(3) 提出期限及び提出方法

令和7年（2025年）5月22日（木）17時必着
持参又は郵送で提出すること。**メールでの提出不可。**

(4) 提出先

上記6（3）に同じ。

(5) 企画提案書の内容

以下の項目を盛り込んで作成すること。

ア 企画の提案とその理由

イ 実施方法

ウ 工程表

エ 実施体制

- 本業務における実施体制について、所属部署と名前を明記し、社外に委託する場合には、委託先の実施体制も明記すること。

8 最適提案者の選定方法

企画提案（プレゼンテーション）について、別表１の評価項目に基づき審査を行い、最も評価が高かった１者を最適提案者とする。

また、別表２に定める加点基準に該当する場合は、加点を行う。

別表１：審査基準

項目	内容	配点
内容・デザイン (配点 50 点)	✓ 投稿内容は、受験者層の関心事を捉えているか。 また、その理由は説得力のあるものか。	20
	✓ 熊本県職員として働くことの魅力が伝わり、働くイメージが湧くような内容であるか。	15
	✓ 投稿されるコンテンツのデザインは、視認性が意識され、ユーザーを惹きつけるものであるか。	15
運用方法 (配点 40 点)	✓ ユーザーへのリーチ数や、アカウントの認知度を高めるための工夫はあるか。	20
	✓ 受験者層の興味・関心を引く投稿を定期的かつ効果的に行うことができるか。	10
	✓ 委託者側からの投稿依頼や修正等に対しての即応性はあるか。	10
その他 (配点 10 点)	✓ 提示された見積金額は適正であり、高い費用対効果を見込めるか。	5
	✓ 本業務を遂行できる十分な実績があるか。	5
評価点		100

別表２：加点基準（県が推進している事業に係る事業者の取組みの評価）

項目	内容	配点
働く環境の整備 (配点 2 点)	✓ 熊本県ブライト企業の認定を受けているか。	2
多様な人材の活躍 (配点 1 点)	✓ 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）はあるか。	1
環境配慮 (配点 1 点)	✓ 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等、又は森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）はあるか。	1

その他の持続可能な社会の実現 (配点 1 点)	✓ 熊本県SDGs登録制度に登録しているか。	1
加点合計		5

※ただし、加点は満点（100 点）に達するまでとする。

<審査会（プレゼンテーション）>

① 日 程

令和 7 年（2025 年）5 月 28 日（水）※時間等詳細は別途通知

② プレゼンテーションの持ち時間

提案者 1 者につき 25 分（提案者による 15 分のプレゼンテーション後、10 分の質疑応答を予定。）

9 審査結果の通知

本プロポーザルの審査結果については、採択の可否に関わらず、後日書面で通知する。

10 契約手続き等について

- （1）審査により決定した最適提案者と委託内容、経費等について再度協議を行い、協議が整った場合に、委託上限金額の範囲内で契約を締結する。
- （2）最適提案者と協議が整わない場合は、次点者と協議の上、契約締結する場合がある。

11 スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|--------------------|
| （1）質問書提出期限 | 令和 7 年 5 月 9 日（金） |
| （2）質問書への回答 | 令和 7 年 5 月 14 日（水） |
| （3）参加表明書提出期限 | 令和 7 年 5 月 16 日（金） |
| （4）企画提案書提出期限 | 令和 7 年 5 月 22 日（木） |
| （5）審査会（プレゼンテーション） | 令和 7 年 5 月 28 日（水） |
| （6）審査結果通知 | 令和 7 年 6 月 3 日（火） |
| （7）見積徴取・業務委託契約締結 | 令和 7 年 6 月中旬 |
| （8）業務完了期限 | 令和 8 年 3 月 25 日（水） |

12 その他

- （1）提出された企画提案書は返却しない。
- （2）企画提案書等の作成及びこれらに係る附帯作業の経費等は、提案者の負担とする。
- （3）提出された企画提案書は、熊本県情報公開条例（平成 12 年熊本県条例第 65 号）に基づき公開することがある。
- （4）審査会は、参加申請が 1 者であっても実施する。
- （5）参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出すること。

【お問い合わせ・書類提出先】

熊本県人事委員会事務局公務員課 担当：大野
〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
TEL：096-333-2733（直通）
E-mail：jinikoumu@pref.kumamoto.lg.jp